

いでは文化記念館使用料等の減免に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は、いでは文化記念館設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市第209号。以下規則という。）第7条の規定に基づき、いでは文化記念館の入館料・使用料の減免に関する事項を定めることを目的とする。

(入館料の減免)

- 2 入館料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。

○減免申請書の提出を要する場合

- (1) 市内に所存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の生徒又は学生が教育活動として教職員等に引率されて入館する場合 全額免除
- (2) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第26号）に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童及び生徒の育成活動及び教育活動として教職員等に引率されて入館する場合 全額免除
- (3) 教育活動及び育成活動の引率として教職員等が入館する場合 全額免除
- (4) 本市が受け入れた視察団等が入館するとき 全額免除
- (5) 出羽三山神社職員の引率により入館するとき 全額免除
- (6) 宿坊関係者の引率により入館するとき 個人の額の5割に減額
- (7) いでは文化記念館の企画展示等に作品や所蔵品を展示中の出展者等が入館するとき 全額免除

○減免申請書の提出を要しない場合

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者（以下「心身障害者」という。）が入館する場合 個人の額の5割に減額
但しこの場合は身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。
- (2) 心身障害者を介助するために同行する者が入館する場合（免除の対象となる者は、心身障害者1人につき1人に限る。） 全額免除
但しこの場合は身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。
- (3) いでは文化記念館が主催する事業で企画展示等の観覧学習と一体的になす講演会・シンポジウム等に参加するとき 個人の額の5割に減額
- (4) 観光客を案内してきた添乗員・ガイド・バス及びタクシー運転手・観光ボランティア

アガイド等が入館する場合	全額免除
(5)館内の展示替え作業等により、展示スペースの一部を閉鎖している期間に入館する場合	個人の額の5割に減額

(施設使用料の減免)

3 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。

- | | |
|---|------|
| (1)市内に所存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部の生徒又は学生と引率する教職員等が教育活動として使用する場合 | 全額免除 |
| (2)市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第26号）に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童又は生徒と引率する教職員等が教育活動及び育成活動として使用する場合 | 全額免除 |
| (3)本市又は本市教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき | 全額免除 |
| (4)本市又は本市教育委員会が実行委員会として参画する事業で使用するとき | 全額免除 |
| (5)出羽三山神社が実行委員会として参画する事業で使用するとき | 全額免除 |

(企画展示室使用料の減免)

4 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1)本市に在住する個人又は本市出身者のとき | 全額免除 |
| (2)本市に在住する者が2分の1以上の組織又はグループのとき | 全額免除 |

この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

- 平成18年4月1日 一部改正
- 平成28年4月1日 一部改正
- 平成30年4月1日 一部改正
- 令和 2年4月1日 一部改正